

平成 21 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成21年3月新城市教育委員会定例会会議録

3月18日（水） 午後3時30分 新城市はつらつセンター会議室

出席委員

一番委員 馬場 順一 二番委員 菅沼 昌人 三番委員 中根 正介
四番委員 筏津 順子 五番委員 和田 守功

委員以外で出席した者

教育部長 夏目 勝雄
学校教育課長 浅倉 芳包
生涯学習課長 滝下 一美
文化課長 村田 道博
スポーツ課長 小倉 君夫

議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案の審議

第3号議案 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部
改正について

日程第4 協議・報告事項

- (1) 小学校再配置の「基本的な考え方」と「指針」について（庶務課）
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について（庶務課）
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生について（庶務課）
- (4) 新城市生涯学習推進計画について（生涯学習課）
- (5) 成人式の開催方法の要望について（生涯学習課）
- (6) その他

日程第5 その他

議 事

開会 午後 3 時 3 2 分

委員長

皆さん、こんにちは。平成 2 1 年 3 月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第 1 前回会議録の承認

委員長

最初に日程第 1 前回会議録の承認でございます。既に目を通していただいておりますので、ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。（「異議なし」の声）

それでは、ご承認・ご署名をお願いします。

（会議録署名）

委員長

ありがとうございました。日程第 1 の前回 2 月定例会会議録の承認については、終了いたします。

日程第 2 教育長報告

委員長

続きまして、日程第 2 教育長報告をお願いします。

教育長

早いもので、年度末になりました。3 月の動きの主なものを報告します。

3 月初め、新聞紙上を騒がせました、ウズラの「高病原性鳥インフルエンザ」が豊橋市で発生しました。大事には至りませんでした。給食のウズラ卵をどうするかと、風評被害が新聞に大きく取り上げられました。市内では、小学校が県給食会の献立に断りを入れ、その後訂正したという状況がありました。

6 日は、市内中学校卒業式が行われ、委員の皆さんにもご出席いただき、ありがとうございました。どの中学校も、落ち着いて厳かで感動的な式が行われました。

「教育委員会の点検と評価」を 6 日に開催し、その結果を 1 2 日に議会の総務文教委員会で報告しました。大谷大の池田先生、元教育委員の森田先生のお二人に評価をいただきました。

1 5 日には、「めざせ明日のまちづくり事業成果発表会」がありました。そのほとんどが生涯学習にかかわり、子育てや自然にかかわるものが大半を占めました。

鳳来の門谷小学校跡地を利用した「東海市山の家」があり、毎年子どもたちが千人単位で来ていましたが、耐震工事の関係でお金がかかるということで、ここを閉じることになり、「地区の方々に感謝する式典」が 2 2 日に行われます。

庶務・学校教育課関係では、5 日に市教委の研究委嘱選考会が行われ、来年度、地

域づくりを核とした実践について山吉田小学校への委嘱が決まりました。

生涯学習関連では、13日に新城地区・鳳来地区の公民館長会議が行われました。新城・鳳来それぞれ補助金額に大きな違いがありましたが、この3年間を通じ、平準化すること、また作手地区も同じような立場で活動を推奨することをめざしてきました。

24日には、オーエスジー株式会社の寄附行為に対する感謝状贈呈式が、市長室で行われました。特に教育関係の機器整備に使わせていただくものであります。最後に29日には「追善能」が大善寺で行われます。以上が、3月の動きであります。

次に、諸課題でございます。市民プールの内容が入った市議会3月補正予算につきましては、ご案内のように修正案が出され、可決されました。したがって今回の「再開」はないということです。

同じく市議会一般質問でございます。今回から、「教育方針」を財政の「予算大綱」と一緒に説明することになりました。代表質問につきましては、予算大綱は市長、教育方針は教育長が答えるという形で行われました。

主なものは、夏目議員から、学校危機管理委員会の設置意義と目的について・学校再配置の適正規模について・図書館の利用率について・DOSイベントの市民参加について・学校と地域の連携について。

菊池議員から、市の図書館の利用率について・理想とする小学校規模、中学校規模について・幼小中高の一貫教育とその可能性について。

平松議員から、児童、生徒の携帯電話について。

山本（勝）議員から、教育振興基本計画について・確かな学力を身につけた子どもの育成について・道徳教育について・放課後子どもプランについて。

中根議員から、レストハウスの活用について。

滝川議員から、学校・保育園の再配置について。

以上が3月市議会における教育関係の質問です。

次に、市民プールが予算で否決され、修正案となったことで、教育委員会として市民プールの再開目的は何かを考えたとき、猛暑の夏に子どもたちに夏の涼を、あるいは大人たちに一服の涼をと、肝心の部分が本質であり手当ての方法はないかということです。そこで教育委員会としてどう対処するかということですが、全くの案でございます。例えばこれまでも「小中学校の学校プール開放日の前年度実績プラス1日の実施」「B&G市民プールの小中学生の無料開放」「庭野小学校児童への無料バスの手配」などを行ってきましたが、それにプラスということで、次のようなことはどうだろうかということです。一つは、「子ども市民プール」の実施です。例えば八名小学校のプールを8月1か月間「子ども市民プール」として開放するという案です。料金設定は無料。未就学の子どもは保護者同伴を義務づけます。学校に監督運営指導をさせるのではなく、スポーツ課で外部委託します。

もう一つは、私自身が強く思うことですが、新城で育つ子どもたちには、「新城の清

流」を体験させたい。仮称、「親子せせらぎプール」を指定して紹介する、水に親しむ、親水活動を推進するということです。涼を求めるのは、何もプールでクロールや平泳ぎをすることだけではない、水に浸って遊ぶこと、水にもぐって魚を追いかける、石を拾うこと、それがどれだけ楽しいか、夢があるか、そういうことを知らずに育った世代が、既に親になっている現実を何とか打破したい。市内の比較的安全で昔から地域の人々が親しんだ清流域を抽出して範囲を限定し、案内板を設置し注意事項と責任を明記し、必ず保護者の責任で子どもと同伴で親しむことを義務づけて行ったらどうかということです。

インフルエンザの状況ですが、二つ目のヤマが来まして、東陽小、千郷小、千郷中が学級閉鎖となっております。以上です。

委員長

ありがとうございました。ただ今の報告に対し、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

委員

市民プール問題については、もし改修するとしたら1億2千万円のお金を使うということだったのですが、それを今回ストップするわけですね。そのお金は、今後どのように使われるという見通しはありますか。

教育部長

そのお金については、まだどのようになるか分かりません。聞いた話では、地域の区長からいろいろな要望が出されておりますので、そういうものに充当したいということです。

委員

関連して、直接関係はありませんが、3億6千万円のうち1億2千万円は積立だと、残りの2億4千万円はどのように使われるのですか。

教育部長

山吉田小学校の新築移転、学校の耐震改築に充てられると思います。

委員長

諸課題の子ども市民プール、親子せせらぎプールの開設案について、どうでしょうか。

委員

教育委員会としては、プールを使うこと、水に親しむことを何も反対するものでもありません。できれば、お金さえあれば、市民プールでも改築してもっと市民に使っていただくことについては、何らやぶさかではないわけです。それがだめだということになりましたので、それに対して、だめだからしょうがないということではなしに、今具体的に案が出された、このような方向については大賛成です。危険が伴う所もありますが、そこは十分に配慮しながら、この夏に間に合うものについては、できるだ

け急いで、実現の方向に持っていくべきではないかと思います。その中で、川の使用ということについて言いますと、私の認識では教育委員会というより、他の管轄において「ここは危険な区域だから泳いではいけない」などとして禁止になっているように思いますが、そういうことではなくて、教育委員会が推薦し、その地域の人たちが認めれば、今まで遊泳禁止という所もいろいろありますが、関係機関へも協議されるのですか。

教育長

ここに挙げた場所は、既に遊泳している所とか、対象として幼児、保護者の十分目が届く範囲で、しかも従来から子どもたちが使っていた場所で考えていきたいということです。それは、現在では、親も子どもも自然の川の流りに慣れていないので、一度に本流だとかは危険を伴いますので、通常プールよりもはるかに安全な場所、つまり本流でない、支流の「瀬場」「せせらぎ」、そのようなところで、考えていけたらと思います。場所についても、十分吟味して指定していくという形でどうだろうかということ。日本人の発想として、何か危ないというと、すぐに「禁止」「やめよう」となっていますが、本質に戻った議論をすることが大事なのではないかと。川遊びにしてみても、岐阜県の郡上等では通常に行われています。学校にプールはないが川で遊んでいるという県も多々あるわけです。愛知県でそれが担保できるとしたら、新城・北設、豊田市の一部しかないと思います。恐らく、豊田市あたりも山間部と合併しましたので、そういうことを考えてくるのではないかと推定されますが、何より新城の子どもたちにとって、自然に親しむ、水に親しむ活動を進めることは、大人の意識改革にとっても必要だと思います。まずは最初の半歩くらいです。

委員

私も、孫を連れて遊びに行きますが、川で遊ばせると、楽しく遊べます。作手の地区でも、危険な箇所はもちろん何箇所かありますが、ほとんど危ない所はなくて、浅瀬で水はきれいで、冷たくてとてもいいです。ぜひこういう形でやっていけたらいいと思います。問題は、それを指導・監督する人たちがいるかどうかということです。実現できるものから検討を開始するようにしていくべきではないかと思います。

委員

大変いいことだと思います。ただこれは、どうやって運営していくか、運営母体も併せて考えないといけないと思います。難しいからできないということではなくて、できる方向で関係の方と連携をしながら、どのような割振りでやっていくかということです。自然に恵まれたと言っているながら、川に親しめないというのは辛い話です。子ども市民プールは、八名小に絞ってのお話でしたが、わざわざ八名へ行かなくてもほかでも同じようなことができれば、形としても市民の理解を得やすいのかなと思います。

教育長

鳳来地区を入れなかったのは、子どもの数が少なく、プールが大変広く使えるとい

うことで、十分に満喫できる状況にあります。逆に千郷地区は本当に大変で、午前と午後の開放日しか入れないという状況です。八名小ならば、千郷からも行き易いです。いずれにせよ、一番大変な新城小、千郷小、八名小、ここで何とかサポートできないかということです。外部委託するにしてもお金がかかりますので、まずは、一か所から始めてみて検証するという進め方でどうかと思います。

委員

八名小学校だけでなく、幼稚園がやはり8月に休みになりますので、特に未就学児については、例えば幼稚園のプールを開放すれば、その子たちに合ったように使えます。別にあるとしたら、そちらに行って1か所に集中することが防げるかなと思います。せせらぎプールについては、自分が川で遊んだ経験が少ないので、川に対して怖いイメージがあり、子どもを連れて行ったことがほとんどありません。もし教育委員会で進めていくのであれば、監督する人、何かあったときに連絡が取れるような体制を整えていけたらいいと思います。

委員長

このせせらぎプールは魅力的で、うまくいくといいなと思いますが、挙がっている場所は、本当に泳いでいいところですか。

教育長

昔の人は泳いでいた、遊んでいたという場所ですが。

委員長

私が教員の時、子どもを川で泳がせてくれというのを抑えるのにとっても苦勞をしました。

教育長

これは、支流の浅瀬です。管轄は国とか県または市です。

文化課長

川により、河川管理者がいますので、そこの了解を先にとっておき、安全面において警察との協議を済ませれば問題ないと思います。後は地域です。

教育長

幾つか課題がありますので、今後クリアしていかなければならないと思います。

委員

教育委員会としてはそのような方向でいくとして、そこから今のような議論に入っていくわけで、もともと遊泳禁止にされていますから、危険なことはやらない方がいいのか、創意工夫、研究して、子どもたち、地域の人たちに利用するような指導をやっていくのか、そういうことが今問題になっています。具体的なことについては、一つ一つをもう少し詰めなければなりません。

教育長

やるということが決定すれば、そこから後はきちっと詰め、予算が伴えば、市長に話をして補正対応をしなくてはならないと思います。

委員

やるという前提の中で、市民プールの料金設定は、「子どもプール」ということで、無料で開放する方向でいったらいいと思います。

委員

今日の討論としては、教育長の提案を受けて、「進めた方がいい」という結論にきたと思いますが、それを具現化、検討してもらえる部署はありますか。

教育長

スポーツ課に中身を検討させます。4月の教育委員会議で案を検討いただければと思います。方向が決まれば、それを市長に申し入れをする形になろうかと思っています。

委員長

検討する価値があるとお認めの方、参考までに挙手をお願いします。(全員挙手)
それではぜひやれる方向で検討を進めていくよう、お願いします。
ありがとうございました。教育長報告は以上で終了いたします。

日程第3 議案の審議

第3号議案 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について

委員長

続きまして、日程第3 議案の審議に移ります。第3号議案 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について、事務局の説明等をお願いします。

生涯学習課長

図書館利用者の要望及び利用率向上のため、本規則第29条第2項に規定する貸出し冊数の5冊以内を8冊以内に変更するものです。

委員長

ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

委員

8冊という数字はどこから出てきたのですか。

生涯学習課長

東三河5市の内訳では、豊橋市、豊川市、蒲郡市が5冊で、それぞれ2週間程度借りられます。田原市が10冊で3週間となっております。ここの図書館の規模からいきますと、10冊では職員の数からすると、事務処理が大変で、蔵書数がほかに比べ余り多くないので、そのあたりを考え、中間の8冊にさせていただきました。

委員長

期間はどれだけですか。

生涯学習課長

15日です。

委員長

これは変更なしで、3冊増やし8冊までとするということですね。

生涯学習課長

現実に今5冊ですが、どうしても借りたい本がある方は、自分のカードと家族のカードを持ってきて借りております。

委員長

それでは、この改正案に賛成の方、挙手をお願いします。(全員賛成)

全員の賛成により、原案のとおり可決しました。事務が大変になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

日程第4 協議・報告事項

- (1) 小学校再配置の「基本的な考え方」と「指針」について(庶務課)
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について(庶務課)
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生について(庶務課)
- (4) 新城市生涯学習推進計画について(生涯学習課)
- (5) 成人式の開催方法の要望について(生涯学習課)
- (6) その他

委員長

次に、日程第4 協議・報告事項に移ります。

- (1) 小学校再配置の「基本的な考え方」と「指針」について、お願いします。

教育部長

小学校再配置の「基本的な考え方」と「指針」につきましても、既に複数回にわたってご検討いただき、案という書き方でお手元にお配りしてありましたので、それを市長決裁を経まして、新城市と教育委員会の同じ基本的な考え方ということで承認いただいております。したがって、それを3月12日の総務文教委員会で報告しました。以上です。

委員

まだ黄柳野と山吉田しか、具体的な案は出てないですね。

教育部長

それ以外の地区については、まだ具体的な再編の案は出ておりません。したがって、該当する校区が幾つかありますので、それぞれの校区に21年度から個別に、できれば市長部局と一緒に地区と調整しながら、今後の話し合いを行うという予定でおります。スケジュール的には一切決まっております。

委員長

このような形で、慎重に進めていただくということで、お願いします。次に(2)教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、お願いします。

教育部長

これも既にお手元に資料をお届けしておりますが、今回地教行法の改正に伴い、教育委員会は事務の管理執行の状況を点検し、それを議会に報告し、公表しなければなりません。したがって、これに基づき、手続きを踏ませていただきました。具体的には、3月12日の総務文教委員会でその報告をさせていただきました。その後すべての議員に報告書を配布・提出いたしました。今後、ホームページでこれを公開しますので、一連の手続きが終えると思います。

委員

最後の4 その他（10ページ）で、「5課を有する事務局として・・・」とは、どういう意味ですか。何を言っているのですか。

教育部長

これは教育委員会を指しています。「新城市教育委員会として」ということです。

委員長

次に（3）高病原性鳥インフルエンザの発生について、お願いします。

教育部長

既にマスコミ等で豊橋市の鳥インフルエンザの件は報道されてご承知かと思いますが、27日に県の農林水産部から発生した情報が入り、そのときには、ウズラの卵は火を通せば安全性は大丈夫と報告されました。したがって、給食には影響しないと理解をしております、学校にもその旨通知をいたしました。ところが、ある小学校はそういう通知があったにもかかわらず、念のためにとということで、ウズラを使うことをやめたわけです。それがマスコミ、新聞が知るところとなり、その後、中止をしたのを取りやめ、予定どおり使うことになったということがありました。その後問題は起きておりませんが、そんなことがありました。その後の鳥インフルエンザ問題につきましては、マスコミ等で報道されたとおりです。

委員

某小学校が、教育委員会に連絡を入れれば、そういうことは起きなかったのかなと思います。これは子どもの安全にかかわることですので、待ったなしでされたことと思いますが、こういう問題については、事務局に連絡をして意思決定をしてもらうというのが、これからの危機管理のベースということではないかなと思います。

委員長

続いて、（4）新城市生涯学習推進計画について、お願いします。

生涯学習課長

今回、4月に全戸配布をする「おーい みんなでやらまいかん！！」という概要版を用意しました。市民の皆さんにPRをいたします。

委員

これは生涯学習として、4つの活動をベースにしながら、学びのキャンパスとしてやっていくということで、これをベースに今後の事業計画や予算取りをして、進めて

いくということの基本となるものですね。

生涯学習課長

今後10年間の予定が今回のものということで、3年ごとに見直し、進めてまいります。

委員長

ありがとうございました。いい資料をつくっていただきました。続いて(5)成人式の開催方法の要望について、お願いします。

生涯学習課長

去る2月に、平成16年度作手中学校卒業生有志のうち3名が事務局に来られ、成人式の開催方法についての要望がありました。「作手地区での開催を望む」という意見が多く、来年の成人式には、ぜひ希望を組み込んだ開催ができるよう、検討を要望するというものです。

委員

私のところにも来ました。私は、「新城市の教育委員会としては、いつまでも作手や鳳来だという認識ではなく、新城市民という一体感を持つということで、3地区が統一してやっている。いろいろな組織が、そのような方向で動いている。そういったときに、作手だけが逆行していくという考え方については、全体の立場から考えると、それは無理だと思う。気持ち的には分からないでもない。自分たち独自でそれを済ませてやるというような方向で考えたらどうだろうか。」と話しましたが、とにかく検討してくださいと言って帰りました。

教育長

やはり今、新城市民として一番大事なものは、新城市としての一体感を持つということ、まだ時間がかかることですが、それを進めることが必要です。成人式も一体化し、消防団も同様です。観閲式を見てもやはり違うなど、一つのまとまった消防団としての動きがあることを感じます。それは、市として大事なことから、同級会をやりたかったら、どんどん別途やっていけばいいのではないかと、それもまた、大事なことだし、そういうきっかけとして成人式がなるなら、それもいいと思います。

委員

彼らは、基本はそれぞれでやってほしいという、一番の言いたいところです。成人式は全体でやっておいて、後は好きなようにやればよいというものとはちょっと違うということです。それで全体でもっていくというのは、私たちの言っていることとはずれるということです。

教育長

どの中学校も成人式が終わった後に同級会を行っているようですので、儀式的なものをどうしたいということでしょうか。

委員

要望が出されて、今ご説明いただいたようなやり取りをされましたが、その結果、

今現在はどうなっていますか。やはり新城が一つにまとまって、教育委員会が決めたそのときの判断は、これから一つになっていくんだ、いろいろな機をとらえて、一つになる努力をむしろしていくべきではないかということかと思います。そういう判断をさらに理解を得られるように伝えていかなければならないので、意見を承ったけれども、できれば今までどおりということで決着できるといい、ぜひ決着したいと思います。

生涯学習課長

まだ、受け取ってから何も連絡しておりません。この教育委員会で報告したことを伝え、次の成人式のやり方について、実行委員の形で出てきますので、そこで今回の経緯を報告していきたいと考えます。

委員

私たちも、一つのまちづくりという流れの中での考え方を理解してほしいということで、感情的にならずに、こんこんと話をしていくべきだろうと思います。

委員

全くの同感です。どうしてもこういう問題は感情的になる可能性があります。一生懸命に言っても、教育委員会は、全然話にも乗ってくれなかったということでは、まずいと思います。「教育委員会にも諮ったし、要望に対しこういうことをした。これからの新城市の発展を考えたら、このような結論になったので、こうしていただきたい。ただし、そうした意見についてはこれからも採り上げていく。今回のことについて、論議することはさせてもらった」という言い方でいったらいいと思います。

委員

こういう気持ちを踏まえながら、一つでやるいい方法をみんなで考えてくれないかというふうに巻き込んでいけばいいのではないのでしょうか。

委員長

やり方に問題があるなら、作手の子たちの考えを聞いたりして、いい方向へ持っていけるような形で理解してもらおうということでしょうか。この件については、よろしく対応をお願いします。

(6) その他として、何かありますか。

学校教育課長から、次の事項の説明・案内があった。

- ・教職員退職辞令交付式（3月31日）
- ・教職員人事異動発令通知式（4月1日）

日程第4 その他

委員長

ありがとうございました。最後に日程第4 その他としてありますか。

次の事項について、委員から発言があり、議論がされた。

- ・入学式に教育委員はじめ市関係者が出席しなくなったことについて

出席しないけれども、教育委員会としての衷心からのお祝いのメッセージを送ることにした。

委員長

長時間ありがとうございました。次回の会議について、お願いします。

庶務課長

今回は3月31日(火)午前9時30分から、臨時会議をこのはつらつセンターで、お願いします。

委員長

今回は、3月31日(火)の臨時会です。よろしくお願いします。以上で、3月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後6時22分

